荒尾海陽中学校いじめ防止基本方針

荒尾市立荒尾海陽中学校

はじめに

いじめは、学校教育のみならず教育に関わる全ての者が手立てを講じて未然に防止すべきものである。いじめは、どの学校においても、どの子どもにも起こり得ること、状況によっては生命にも関わる重大な事象を引き起こし得ることを十分認識しておかなくてはいけない。

本校においては、いじめを許さない学校・学級づくりと併せていじめを把握した場合は、いじめられている生徒を「必ず守り通す」という姿勢で解決に向けて取り組んできている。

本校いじめ防止基本方針は、いじめ対策推進法第 12 条の規定に基づき、熊本県いじめ防止基本方針を参考に作成し、いじめ問題に関する基本的な考え方、未然防止、早期発見、早期対応、組織対応マニュアルを確立させ、いじめ問題を総合的かつ効果的に推進するために策定したものである。

1 いじめ問題に関する基本的な考え方

いじめは、人として決して許されない行為である。けれども、どの生徒にも、どの学校にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となって、一過性ではなく継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組むことが重要である。

いじめ問題への取り組みにあたっては、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進める必要がある。とりわけ「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止活動は、教育活動の在り方と密接にかかわっており、すべての教職員が日々実践することが求められる。

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。(いじめ防止推進対策法)

- (2) 具体的ないじめの態様
 - ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌いなことを言われる
 - ・仲間外れ、集団による無視
 - 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、けられたりする
 - ひどくぶつかられたり、叩かれたり、けられたりする
 - 金品をたかられる
 - ・嫌いなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
 - ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌いなことをされる 等

2 いじめ防止等の対策のための組織

- (1) いじめ問題に取り組む体制の整備
 - ①いじめ・不登校対策委員会

校長が任命した、教頭、主幹教諭、学年主任、生徒指導主事、養護教諭、人権教育主任、 児童生徒支援教員、PTA 役員、学校評議員、SSW,SC 等で構成する。

いじめ・不登校対策委員会

【構成員】

校長、教頭、主幹教諭、教務主任、学年主任、養 護教諭 生徒指導主事、人権教育主任、人権教育 指導教員、学校評議員、SSW、SC、PTA 役員

【調査班】

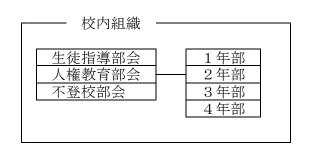
学年主任、学年生徒指導 担当、担任、養護教諭等

いじめ発生

緊急対応会議

【対応班】

学年主任、担任、生徒指 導担当、学年教職員



(2)年間を見通した指導計画

	2) 年間を見通した指導			
	4月	5月	6月	7月
会議研修築	いじめ対策委員会 ・指導方針 ・指導計画等		不登校対策委員会	いじめ・不登校対策 委員会
等防止対策	学級、学年づくり (なかまづくり) クラス討論会(生徒 - 会)	人権集会(集団作り、 学級旗、作文作成)	校内研修 →	心の絆を深めるため の条文作り
早期発見	学級状況アンケート (生徒会)		いじめアンケート 教育相談	
	8月	9月	10月	1 1月
会議研修等	5,,	不登校対策委員会	いじめ・不登校対策 委員会	
防止対策	校内研修		クラス討論会(生徒 会)	熊本県人権こども集 会
早期発見	教育相談		いじめアンケート 教育相談	
	12月	1月	2月	3月
会議研修等	不登校対策委員会	いじめ・不登校対策 委員会		いじめ・不登校対策 委員会(本年度の課 題、次年度の取り組 み)
防止対策	人権集会			
早期発見	心のアンケート調査 教育相談			

3 未然防止

いじめ問題において、未然防止に取り組むことは最も重要である。そのためには、「いじめ問題は、どの学級、どの学校にも起こり得る」という認識を全ての教職員がもち、いじめを生まない土壌づくりを生徒の実態、保護者の意識や思い、地域や学校の特性を把握したうえで、年間を通して計画的に実施する必要がある。

(1) 生徒や学級の様子の理解

①教職員の気づき

生徒たちや学級の様子を知るためには、教職員の気づきが大切である。そのために、同じ目線で物事を考え、共に笑い、涙し、怒り、生徒と立場を共にする必要がある。その中で、生徒たちの些細な言動から、個々の置かれた状況等を推し量る感性を高めていくことが必要とされている。

②実態把握の方法

生徒たちの個々の状況や、学級、学校の状態を把握するためには、生徒たちおよび保護者の 意識調査や学級内の人間関係を捉える調査等を年間通して計画的に実施する必要がある。

- (2) 互いに認め合い、支えあい、助け合う仲間づくり
 - ①生徒たちからの信頼

生徒たちは、教職員の一挙手一投足に目を向けている。教職員の何気ない言動が生徒を傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合がある。教職員は、生徒たちのよきモデルとなり、慕われ、信頼されることが求められる。

②心の通い合う教職員の協力体制の構築

温かい学級経営や教育活動を学年や学校全体で展開していくためには、教職員の共通理解、共通行動が不可欠である。そのために、校内組織が有効に機能し、様々な問題へ対応できる体制を構築し、生徒と向き合う時間を確保し、心の通い合う学校づくりを推進することが必要である。

③自尊感情を高める、学習活動や学級活動、学年行事、学校行事の実施 授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、生徒一人一人の自尊感情を高めることが自己肯定感が高まり、生徒の成長を伸長させるので意図的、計画的に県から出されている生徒指導の4つの推進テーブルを活用させていく必要がある。

- (3) 命や人権を尊重し豊かな心を育てるために
 - ①人権教育の充実

いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを生徒たちに理解させることが大切である。また、使徒たちが人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る必要がある。

②道徳教育の充実

道徳の授業を通して、未発達な考え方や道徳的判断力を高め、他人を思いやる心や人権意識を高めていく必要がある。特に、生徒の実態に応じた生徒の心を揺さぶる教材を意図的に学習させていく必要がある。

(4) 保護者や地域への働きかけ

PTA の各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見を交換する場を設ける。いじめの問題や家庭教育の大切さを具体的に理解してもらうために、保護者研修会や、学校・学年便り等で啓発活動を行うことも必要である。

4 早期発見

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と生徒たちとの信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒たちの小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められている。また、生徒たちに関わる全ての教職員の間で情報を共有し、保護者と連携して情報を収集することが大切である。

- (1) 教職員のいじめに気づく力を高めるために
 - ①生徒の立場に立つ
 - 一人一人を人格のある人間としてその個性と向き合い、人権を守り尊重した教育活動を行わなければならない。そのためには、人権感覚を磨き、生徒たちの言葉をきちんと受け止め、 生徒の立場に立ち生徒たちを守るという姿勢が大切である。
 - ②生徒たちを共感的に理解する

集団の中で配慮を要する生徒に気づき、生徒の些細な言動から表情の裏にある心の叫びを敏感に感じ取れるような感性を高めることが求められている。そのためには、生徒たちの気持ちを受け入れることが大切であり、共感的に生徒たちの気持ちや行動価値感を理解するカウンセリングマインドを高める必要がある。

- (2) いじめが見えにくいのは
 - ①いじめは大人の見えない所で行われている
 - ・休み時間や授業への移動時
 - ・放課後、職員がいない場面
 - ・遊び、じゃれあいみたいな場面
 - ②いじめられている本人からの訴えは少ない
 - ・親に心配をかけたくない・・訴えても大人は信用できない
 - ・訴えたら仕返しが怖い
 - ③ネット状のいじめ
 - ・ネット状のいじめは、本人や友達だけで保護者等にも分かりにくい (誹謗中傷や無断画像等)
- (3) 早期発見のための手立て
 - ①日々の理解
 - ・生徒がいるところには、教職員がいる体制づくり
 - ②観察の視点
 - ・集団を見る視点を明確にしておく(集団での遊びの中での、からかいやいじめ等)
 - ③日記の活用
 - ・生徒との信頼関係づくりの視点からの日記等の活用
 - ④教育相談の実施
 - ・定期的な相談の時間の設定
 - ⑤いじめ実熊調査アンケートの実施
 - ・定期的な調査の実施(2~3回程度)

5 早期対応

(1) いじめ対応の基本的な流れ

いじめ情報のキャッチ

- ・いじめ、不登校対策委員会を招集する
- ・いじめられた生徒を徹底して守る
- ・見守り体制を整備する(休み時間、そうじ時間、放課後等

正確な実態把握

指導体制、方針の決定

生徒への指導・支援

今後の対応

- ・当事者双方、周りの生徒からの聴き取りをし記録する。
- 個々の聴き取りを 行う。
- ・関係教職員と情報 を共有し、正確に 把握する。
- 一つの事象にとら われず、いじめの 全体像を把握す る。

- ・指導のねらいを明 確にする。
 - すべての教職員の 共通理解を図る。
 - ・対応する教職員の 役割分担を考える
- ・教育委員会、関係 機関との連携を図 る。
- いじめられた生徒を保護し、心配や不安を取り除く。
- ・いじめた生徒に、相手の 苦しみや痛みに思いを寄せる指導を十分に行う中で「いじめは決して許されない行為である」という人権意識を持たせる。

保護者との連携

- ・直接会って、具体的な話 をする。
 - ・協力を求め、今後の学校 との連携方法を話し合 う。

- 継続的に 指導や支 援を行 う。
- - ・心の図れ切る営を教実、がさ級行

(2) いじめが起きた場合の対応

- ①いじめられた生徒に対して
 - ○生徒に対して
 - ・事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
 - •「最後まで、守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
 - ・必ず解決できる希望が持てることを伝える。
 - ・自信を持たせる言葉かけなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

○保護者に対して

- ・発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を直接伝える。
- ・学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ・保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ・継続して家庭との連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- ・家庭での生徒の変化に注意しもらい、どのような些細なことでも相談するように伝える。

②いじめた生徒に対して

- ○生徒に対して
- ・いじめた気持ちや状況などについて十分聞き、生徒の背景にも目を向け指導する。
- ・心理的な孤立感、疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。
- ○保護者に対して
- ・正確な事実関係を説明し、いじめられた生徒や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、より良い解決を図ろうとする思いを伝える。
- ・「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識 させ、家庭での指導を依頼する。
- ・生徒の変容を図るために、今後の関わり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。
- ○周りの生徒たちに対して
- ・当事者だけの問題にとどめず、学級学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ・「いじめは決して許されない」という毅然とした姿勢を、学級、学年、学校全体に示す。
- ・はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることと同じであることを理解させる。
- ・いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させるよう指導する。

(3) ネット上のいじめの対応

メールやブログ、SNS 等による、誹謗中傷、無断画像の掲示等のいじめが多くなってきている。このネット上のいじめは、学校でなかなか把握できない状況にある。そこで、生徒及び保護者に対して正しい知識の習得と啓発を行う必要がある。

【未然防止のため】

- ○生徒への指導
- ・発信した情報は、多くの人にすぐ広まること。
- ・匿名で書き込みをした人は、特定できること。
- ・違法情報や有害情報が含まれていること。
- ・他人の画像を許可なく掲示した場合は犯罪になること。
- ・一度流失した情報は、簡単に回収できないこと。
- ○保護者への周知
- ・携帯電はやパソコン等を第一義的に管理するのは家庭であるので、家庭の責任のもと使用 をさせること。フィルタリングだけでなく、家庭での使用の仕方を決めておくこと。
- ・SNS 等の利用は、多くの人々に自分の情報を公開することンあり、様々な事件に巻き込まれる可能性が高いこと。また、犯罪に利用されることも多くあること。

6 教育相談体制の整備

生徒たちが、教職員や保護者にいじめについての相談をすることは非常に勇気がいる行為である。 相談したことが、さらにいじめを助長したりする可能性があることを教職員が十分認識し、その対応 に細心の注意を払うべきである。そのために、定期的なアンケート調査等にもとづき教育相談を実施 していく。また、教職員へ相談しにくい場合があるので、事前に他の相談機関等を紹介しておく。

【校内における相談】

- ○担任への相談 ○他の職員への相談(養護教諭等) ○心の教室相談員
- ○スクールカウンセラー等

【関係機関における相談】

- ○中央児童相談所(096-381-4451) ○こども110番(096-382-1110)
- ○肥後っ子テレホン (0120-02-4976) ○県教育庁義務教育課 (096-381-8000)
- ○教育相談(県立教育センター)(0968-44-6655)
- ○すこやかダイヤル (県立教育センター) (0968-44-7445)
- ○24時間いじめ相談ダイヤル (こども専用) (0570-0-78310)

7 生徒指導体制の整備

生徒が安心して学校生活を営むためには、校則が順守され「当たり前のことが、あたりまえにできる」状態でなければならない。そのためには、「是、非」の心が育まれるように指導していかなくてはならない。特に生徒指導主事を中心とした生徒指導部の職員の指導が極めて重要である。しかし、生徒指導部だけでは、生徒が安心して学校生活を営むことはできない。全ての教職員が、「是・非」の心を育むための日々の指導を行わなければならない。

【本校における生徒指導体制】

| 校長 | <u>教頭</u> | (主幹教論)

生徒指導主事

年生徒指導担 年生徒指導担 年生徒指導担 1年部職員2年部職員3年部職員

全生徒

8 校内研修の充実

教職員の不適切な認識や言動がいじめの発生を許し、いじめの深刻化を招く場合もある。また、体罰等が生徒の心を傷つけ健全な成長と人格形成を阻害することを鑑み、研修の充実を図ることが重要である。そのために、系統的に年間を通して実施していく必要がある。

【研修内容】

- ○いじめ問題に対する基本的な考え方 ○未然防止 ○早期発見早期対応
- ○教育相談の進め方(生徒及び保護者に対して)等